省　令

○外務省令第一号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十日　　外務大臣　岸田　文雄

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「ヤンゴン（ミャンマー）」を「ヤンゴン（ミャンマー）（モルディブ）」に、「メキシコ（メキシコ）」を「レメキシコ（メキシコ）」に、「アスンシオン（パラグアイ）」を「アスンシオン（パラグアイ）」に、「サラエボ（ボスニア・ヘルツェゴビナ）」を「サラエボ（ボスニア・ヘルツェゴビナ）（モルドバ）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令別表の規定は、平成二十八年一月一日から適用する。

告　示

○国家公安委員会告示第三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十八年一月二十五日付けをもつて次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月十日　　国家公安委員会委員長　河野　太郎

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N16－1	ｅｉｓａｎ　ｂｉｋｅ ＣＥＳ26Ｐｒｏ	株式会社永山 東京都台東区浅草橋４丁目２番２号浅草橋西口ビル３階
交　N16－2	ｅｉｓａｎ　ｂｉｋｅ ａｉｓｅ	株式会社永山 東京都台東区浅草橋４丁目２番２号浅草橋西口ビル３階
交　N16－3	ブリヂストンアシスタ Ｂ６	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N16－4	ＣＹＣＯＯ－26Ⅱ ＴＤＦ－19Ｚ	株式会社ＰＥＬＴＥＣＨ 大阪府堺市堺区翁橋町２丁３番３－101号
交　N16－5	ＣＹＣＯＯ－20Ｕ型Ⅲ ＴＤＮ－211Ｌ	株式会社ＰＥＬＴＥＣＨ 大阪府堺市堺区翁橋町２丁３番３－101号
交　N16－6	ＬＨＦ75 ＥＬＨＦ75	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N16－7	ＬＨ42 ＥＬＨ42	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N16－8	ＬＷ07 ＥＬＷ07	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N16－9	ＬＺ03 ＥＬＺ03	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N16－10	ヤマハパス Ｘ０Ｔ７	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

○国家公安委員会告示第四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十八年一月二十五日付けをもつて次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月十日　　国家公安委員会委員長　河野　太郎

型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A16－1	ｅｉｓａｎ　ｂｉｋｅ ＣＥＳ26Ｐｒｏ	株式会社永山 東京都台東区浅草橋４丁目２番２号浅草橋西口ビル３階
交　A16－2	ｅｉｓａｎ　ｂｉｋｅ ａｉｓｅ	株式会社永山 東京都台東区浅草橋４丁目２番２号浅草橋西口ビル３階
交　A16－3	ブリヂストンアシスタ Ｂ６	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A16－4	ＣＹＣＯＯ－26Ⅱ ＴＤＦ－19Ｚ	株式会社ＰＥＬＴＥＣＨ 大阪府堺市堺区翁橋町２丁３番３－101号
交　A16－5	ＣＹＣＯＯ－20Ｕ型Ⅲ ＴＤＮ－211Ｌ	株式会社ＰＥＬＴＥＣＨ 大阪府堺市堺区翁橋町２丁３番３－101号
交　A16－6	ＬＨＦ75 ＥＬＨＦ75	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A16－7	ＬＨ42 ＥＬＨ42	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A16－8	ＬＷ07 ＥＬＷ07	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13